

山梨県公報

第千三百七十六号

平成十五年

四月二十一日

月 曜 日

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結に伴う告示……………一五三
- 使用料の収納事務の委託(三件)……………一五三
- 土地収用事業の認定……………一五四
- 廃川敷地等……………一五四
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定……………一五五

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一五五
- 落札者等の決定について(三件)……………一五五
- 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一五六
- 甲府及び峡東都市計画の変更案の縦覧……………一五七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一五八

正誤

- 平成十五年三月二十七日付け号外第十九号中……………一五八
- 平成十五年三月二十七日付け号外第二十二号中……………一五八
- 平成十五年三月二十七日付け号外第二十三号中……………一五九

告示

山梨県告示第二百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成十五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 古屋俊仁
住所 山梨県甲府市緑が丘一丁目十七番九号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第二百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立愛宕山こどもの国のキャンプ場の使用料
- 三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方
甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立愛宕山少年自然の家の使用料
- 三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市丸の内一丁目九番十一号 財団法人山梨県林業公社

二 委託に係る使用料

山梨県立武田の杜のキャンプ場及び山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場並びにターゲットボードゴルフ場及び乗り物広場の設備器具の使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下、「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

大泉村

二 事業の種類

谷戸城ふるさと歴史館建設事業

三 起業地

収用の部分 北巨摩郡大泉村谷戸字町屋地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

谷戸城ふるさと歴史館建設事業（以下、「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については平成十五年度に土地開発基金により、建築工事費等については平成十六年度以降に一般会計により財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、国指定の史跡である谷戸城跡の隣接地に、史跡見学者の理解を助け

るためのガイダンス施設や体験学習広場を備えた「谷戸城ふるさと歴史館」を建設する事業である。本施設の整備は、住民の郷土の文化遺産に対する知識の普及及び文化財の愛護精神の高揚を図り、住民同士の交流を深めるとともに、社会教育活動の場としての活用も見込まれることなど、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、住民の利便性、経済性、史跡との関連性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、住民等の予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としておりと認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、第四次大泉村長期総合計画に位置付けられた事業である。また、谷戸城保存整備基本計画に沿って事業実施が図られており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4 まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大泉村役場教育委員会

山梨県告示第百六十四号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 河川の名称 相模川水系 河口湖

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年四月二十一日

- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡河口湖町小立字島原千九十一の一番地先から千九十一の二番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 九十五・七〇平方メートル

山梨県告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、同法第七十七条の十八第一項の確認検査を行う指定確認検査機関の名称等を次のように告示する。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定確認検査機関の名称
社団法人山梨県建設技術センター
- 二 住所
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号
- 三 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条各号に掲げる区分
- 四 業務区域
甲府市、塩山市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、勝沼町、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、三珠町、市川大門町、増穂町、鵜沢町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町及び双葉町の全域
- 五 確認検査の業務を行う事務所の所在地
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年四月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 デイサービス真心
- 2 代表者の氏名 落合賢一
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市国玉町七五四番地の五
- 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者の方々に対して福祉、介護事業に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月八日から同年六月七日まで

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県庁別館等清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十五年四月一日
- 四 落札者の氏名及び住所
甲府ビルサービズ株式会社 山梨県甲府市池田一丁目五番九号
- 五 落札金額
千八百八十四万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十五年二月十日

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年四月二十一日

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県庁県民情報プラザ清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アサヒ総合サービス 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号

五 落札金額

七百八十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十五年二月十日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県庁本館及び構内清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

太平ビルサービス株式会社甲府支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号

五 落札金額

千五百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十五年二月十日

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成十五年八月二十一日（木）及び同月二十二日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

中巨摩郡敷島町島上条千二十番地 敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあっては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての

医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、四千元(狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

平成十五年六月二日(月)から同月二十七日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に規定する県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月二十七日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する地域振興局林務環境部において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十二年四月十六日以降に鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十三号)の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに鳥獣の判別及び猟具の取扱い

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項に規定する狩猟免許更新申請書

(二) 第一の五の1(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相

当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

平成十五年六月二日(月)から同月二十七日(金)まで(山梨県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月二十七日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 二二三 一三二八)又は申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部

● 甲府及び峡東都市計画の変更新案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更新案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更新案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年四月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

甲府及び峡東都市計画法道路

(三・二・一号 西関東連絡道路)

二 都市計画の変更新に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県土木部都市計画課 峡中地域振興局建設部都市整備課

甲府市貢川二丁目一番八号

峡東地域振興局塩山建設部都市計画・建築指導課

塩山市上塩後一三三九 一

東八代郡石和町広瀬七八五

峡東地域振興局石和建設部都市計画・建築指導課

甲府市丸の内一丁目一八 一

甲府市役所都市計画課

山梨市小原西九五五

山梨市役所都市計画課

東山梨郡春日居町寺本一三六

春日居町役場企画課

東八代郡石和町市部七七七

石和町役場都市計画課

四 縦覧期間

平成十五年四月二十二日から平成十五年五月六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年四月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南アルプス市飯野字水神四七四四の四、四七四五の一、四七四五の二、四七四五の三、四七四五の四、四七四五の五、四七四五の六、四七四五の七、四七四五の八、四七四五の九、四七四六の四、四七四七の五、四七四七の六、四七四八の五、四七四八の六、四七四九の五、四七五〇の三、四七五二の五、四七五三の二、四七五三の三、四七五三の五、四七五三の六、四七五三の七、四七五三の八、四七五三の九、四七五三の一〇、四七五五の三、四七五五の四、四七五六の二、四七五六の三、四七五七の二、四七五七の三、四七五八の二、四七五九の二、四七五九の四、四七五九の五、四七五九の六、四七六〇の二、四七六一の二、四七六一の三、四七六一の四、四七六一の五、四七六一の二、四七六一の五、四七六一の六、四七六三の三の一部、四七六三の四、四七六三の五、四七六三の六、四七六五の二、四七六五の四、四七六五の五、四七六六の二及び四七六六の三並びに同市飯野新田字町東一四二の三、一一四二の四、一一四三の一及び一一四三の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡竜王町富竹新田千三百九十七番地二 ダイヤ開発株式会社 代表取締役
 高橋信幸

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年四月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡竜王町名取字河原七〇八の一、七〇八の四、七〇八の八、七〇八の九、七〇八の一〇、七〇八の一、七〇八の二、七〇八の三、七二二の一、七二二の五、七二二の六、七二二の七、七二二の八、七二二の九、七二五の二、七二五の三、七二七の二、七二七の三、七六二の七、七六二の八及び七六二の九
- 二 公共施設の種類、位置及び区域
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡竜王町名取七百十二番地 雨宮義雅

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ごみ置場	次の図のとおり

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

八六二	上	二	再判定申請書 8頁 障害程度	療育手帳再判定申請書 10頁 療育手帳
-----	---	---	----------------------	---------------------------

平成十五年三月二十七日山梨県規則第二十九号（山梨県療育手帳交付規則）
 規則の一部を改正する規則（）

四二	上	上	重度知的障害児 所長	重度知的障害者 次長
----	---	---	---------------	---------------

平成十五年三月二十七日山梨県人事委員会規則第八号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

六 下 終わりから七 検死

検視

平成十五年三月三十一日山梨県条例第三十七号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）

三 下 一〇 第八号
同 上 終わりから八 第九号
四 上 六 第八号
同 終わりから六 第八号

第八号
第九号
第八号
第八号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番